

平成27年第2回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年6月16日(火曜日)午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
日程第3 会期決定の件
日程第4 諸般の報告
日程第5 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
日程第6 請願第2号 「国における平成28(2016)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
日程第7 議案第1号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例の制定について
日程第8 議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第4号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第5号 平成27年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
日程第12 議案第6号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第13 議案第7号 防災行政無線デジタル化工事(第Ⅱ期)請負契約の締結について
日程第14 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第17 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岩瀬康陽君	2番	御園生明君
3番	松野唱平君	4番	河野康二郎君
5番	森川剛典君	6番	大倉正幸君
7番	板倉正勝君	8番	左一郎君
9番	加藤喜男君	10番	仁茂田健一君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君

14番 松崎剛忠君

欠席議員（1名）

13番 吉野明夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長	麻生由雄君
教育長	片岡義之君	会計管理者	常泉秀雄君
総務課長	田邊功一君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	土橋博美君	税務住民課長 <small>佐補</small>	河野勉君
保健福祉課長	荒井清志君	産業振興課長	岩崎彰君
農地保全課長	松坂和俊君	建設環境課長	岩崎利之君
ガス課長	大杉孝君	学校教育課長	永野真仁君
学校教育課主幹	浅生博之君	給食所長	中村義貞君
生涯学習課長	石野弘君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	鈴木直幸
書記	片岡勤		

○議長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多用の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

続きまして、吉野議員から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

また、唐鎌税務住民課長においては、ご親族にご不幸があり、今定例会は欠席させていただきたいとの届け出があり、それを許可しましたので、ご了承をお願いいたします。唐鎌課長にかわり、河野課長補佐に出席を要求しましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、平成27年第2回定例会を開催いたしましたところ、皆様方には、公私ともご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

新年度事業がスタートし、はや3カ月がたとうとしています。事務事業全般を見渡しますと、順調に推移しているところでございます。

特に、前年度から繰り越しいたしましたプレミアム商品券販売補助事業については、6月27日、28日の両日に、商品券発売に向け、各家庭に申込書を配布するに至りました。

また、地方版総合戦略策定事業においても、プロポーザル方式により業者選定を行ったところでございます。これもひとえに皆様方のご協力のたまものと、深く感謝を申し上げます。

イベント関係につきましても、例年のようにホテル観賞会を6月12日から本日まで、5日間の計画で開催しております。

また、6月21日には、「ぐるっと長南花めぐり」も予定しております。

今後も、町の魅力をより多くの方々に知っていただくよう、努めてまいりたいと考えております。

また、現在調整中の平成26年度の各会計の決算状況についてですが、一般会計ではおおむね歳入総額が44億1,000万円、歳出総額が42億5,000万円となり、歳入歳出差引額は1億6,000万円程度となる見込みです。なお、繰越明許費を除いた実質収支は1億5,000万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ、5つの特別会計につきましては、合計額で申しますと、おおむね歳入総額が27億1,000万円、歳出総額が25億5,000万円となり、歳入歳出差引額は1億6,000万円程度となる見込みであります。

また、ガス事業会計では、売上高を6億3,200万円と見込んでいるところでございます。

さて、本定例会でございますが、条例制定1件、条例改正3件、補正予算2件、契約案件1件、人事案件3件、計10件をご提案申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上、挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成27年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時08分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 松野唱平君

4番 河野康二郎君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、大倉正幸君。

〔議会運営委員長 大倉正幸君登壇〕

○議会運営委員長（大倉正幸君） おはようございます。ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る6月9日に委員会を開催し、平成27年第2回定例会の議会運営について協議・検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定1件、一部改正3件、補正予算2件、工事請負契約1件、同意2件、諮問1件の計10議案が提出されているほか、請願2件、農業委員会委員の議会推薦が議題とされ、また、一般質問を4人の議員が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日16日から18日の3日間とすることに決定いたしました。詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成27年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期決定の件

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日16日から18日までの3日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日16日から18日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案7件、同意2件、諮問1件の送付があり、これを受理しました。なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成27年4月分の例月出納検査結果、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成26年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願第1号～請願第2号の上程、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書」採択に関する請願及び日程第6、請願第2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願までを一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書」採択に関する請願についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。
この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第1号については採択することに決定いたしました。

これから、請願第2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

請願第2号については採択することに決定しました。

◎議案第1号～諮問第1号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第7、議案第1号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例の制定についてから、日程第16、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から諮問第1号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例の制定についてでございますが、本案は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本町の人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、推進する機関として、地方創生総合戦略推進委員会を設置するため、新たに条例の制定をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案

は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の改正及び国保財源を確保するための被保険者均等割額の増額をお願いしようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、千葉県重度心身障害者（児）医療給付費改善事業補助金交付要綱の改正に伴い、医療給付方法を償還払い方式から現物給付方式に変更する改正をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、マイナンバー制度に伴う事業費及び募集人数の変更に伴い増となる中学生の海外交流研修事業補助金などを追加しようとするものでございます。歳入歳出それぞれに733万8,000円を追加し、予算の総額を44億126万8,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、国民健康保険条例の一部改正に伴い、財源更正をしようとするものでございます。

次に、議案第7号 防災行政無線デジタル化工事（第Ⅱ期）請負契約の締結についてでございますが、本契約は、予定価格が5,000万円以上の工事でございますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現委員の半澤秀明氏の任期が本年6月23日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

次に、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現委員の大森和夫氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本諮問は、現委員の石井敏夫氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、新たに渡邊文良氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

以上が、本定例会に提案しております10案件の概要でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は9時45分を予定しております。

(午前 9時25分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時46分)

○議長（板倉正勝君） 議案第1号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第1号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開きください。

議案第1号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例の制定について。

長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を次のように制定する。

平成27年6月16日提出。長南町長、平野貞夫。

最初に、この条例を提出するまでに至った経緯、制定背景、主なポイント並びに今までの取り組み状況をご説明させていただきたいと存じます。参考資料の2ページ以降もあわせてごらんいただきたいと存じます。

昨年11月、「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、全国の地方自治体においても、地方における人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとなりました。地方への多様な支援と切れ目のない施策展開を通じて、国の長期人口ビジョンでは、人口減少に歯どめをかけ、東京の一極集中を是正し、成長力を確保しながら2060年には日本の総人口1億人程度を維持する中長期展望を提示しています。

さらに、国総合戦略においては、4本の基本目標、1点目は、地方における安定した雇用を創出する、2点目は、地方への新しい人の流れをつくる、3点目は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、4点目は、好循環を支えるまちの活性化・地域間連携を中心とする柱を基本目標としており、2015年度から2019年度、5カ年の政策目標、施策を提示しております。

今回、地方における人口ビジョンについても、国からの情報支援として、地域経済分析システム、いわゆるビッグデータなどを活用しながら、各地域の人口動向や将来の人口推計の分析、並びに地域特性を把握した効果的な政策立案を掲げる中長期展望を検討していくこととなります。

次に、町の地方版総合戦略については、国の総合戦略との整合性を図りながら、同様に2015年度から2019年度、5カ年の政策目標、施策を策定していくこととなります。

今回の推進委員会は、それらを策定していく上で、産・産業界、官・行政機関、学・教育機関、金・金融機関、労・労働団体、言・メディア等、いわゆるこれは産官学労言と言いますが、それらのさまざまな分野、あるいは女性、若者などとの協力、参画を促し、幅広い町民などから意見・助言等を求めていくこと、また、その実施状況を総合的に検証していくことがポイントとなっており、それらを十分踏まえて総合戦略を策定することから、今回、新規制定という形で推進委員会を設置する条例制定をお願いするものでございます。

なお、現在までの取り組み状況に関しましては、人口ビジョン及び地方版総合戦略の支援、作成業務につきましては、地方創生交付金を利用し、先月、プロポーザル方式により、株式会社ぎょうせいと業務委託を締結し、庁内的には、町課長等から成る推進本部会議を要綱に基づき立ち上げ、先月29日には、第1回推進本部を開催したところであります。

それでは、議案書の見開き2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条の趣旨でございます。

第1条の設置におきまして、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、また地方自治法第138条第3項の規定に基づき、この長南町地方総合戦略推進委員会を設置するものでございます。

次に、第2条の所掌事項でございますが、第1項といたしまして、地方人口ビジョン及び総合戦略に策定すること、第2号におきましては、各施策の実施状況の総合的な検証に関するものと規定するものでございます。

次に、第3条の組織メンバーの構成委員でございますが、第3条、この委員会の組織につきましては、15名以内で組織するものでございます。

第1号といたしまして地域団体の代表者、第2号といたしまして学識経験者、第3号といたしまして関係行政機関の職員、第4号といたしまして産業界及び金融機関の関係者、第5号といたしまして前各号に掲げる者のほか町長が必要と定める者とするものでございます。

第4条の任期でございますが、第4条の委員の任期は3年として、再任をされることは妨げないとするものでございます。

第2号は、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするものでございます。

第3号といたしまして、委員の任期が終了したときは、次の委員が決まるまでは、その者の任期は、なお、暫定的に継続するものとするものでございます。

次に、第5条でございますが、委員長及び副委員長の規定でございます。

委員会には、委員長及び副委員長を置いて、委員の互選によりこれを定めるものとするものでございます。

委員長の役割は、会務を総理し、委員会を代表するものでございます。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものでございます。

次に、第6条でございますが、委員会の会議につきましては、委員長が招集し、委員長が議長となるものでございます。

委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができないとするものでございます。

議事関係につきましては、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによるものでございます。

第7条でございます。意見の聴取等でございます。

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、また資料の提出を求めることができるものとするものでございます。この条項は、今回のこの会議におきまして、専門分野あるいは必要に応じて外部の有識者メンバーを招集することができるものとする規定でございます。

次に、第8条でございますが、庶務につきましては、町長の定める所管課において処理するという一方で、現時点では企画政策課となるものでございます。

最後、第9条、委任規定でございます。

この条例に定める者のほか、委員会の運営その他の必要な事項は、町長が別に定めるものとするものでございます。

最後に、附則関係でございます。

第1項、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものとするものでございます。

次に、附則第2項の委員の任期についてでございます。

この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。これにつきましては、もう今年度、既に2カ月が経過しているということで、最初の委員さんにつきましては、在任期間が3年間に満たないことから、このような条文のうたい方の表現となるものでございます。

続きまして、附則第3項でございます。

この新規条例に伴います、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。この条例改正が必要となってきます。この一部改正の原因、起因がこの新規制定条例に伴うことから、附則事項でこの条例を附則として一部改正をするものでございます。

附則第3項といたしまして、この条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1、これについては報酬の額を規定しております。

この報酬の表のまちづくり委員会の委員の項の次に、今度新たに制定されるこの地方創生総合戦略推進委員会の委員長、月額5,700円、下段に地方創生総合戦略推進委員会の委員として月額5,200円を制定するものでございます。

附則第2項、これにつきましては、旅費に関する表についての内容でございます。同じくまちづくり委員会の項の次に、この地方創生総合戦略推進委員会の委員長及び委員会の委員の項をつけ加えるものでございます。

最後となりますが、別冊参考資料の6ページから13ページにかけては、国、内閣府で作成した、議員の皆様におかれましてはカラー版の「まち・ひと・しごと創生」の国の長期ビジョン、総合戦略を添付してございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号及び議案第3号の内容の説明を求めます。

税務住民課長補佐、河野 勉君。

〔税務住民課長補佐 河野 勉君登壇〕

○税務住民課長補佐（河野 勉君） それでは、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年6月16日提出。長南町長、平野貞夫。

概要書並びに新旧対照表につきましては、参考資料の14ページから15ページになります。あわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

概要書1の改正の趣旨ですが、平成24年4月に国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）が公布されました。この内容としては、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引

き上げ等の措置を講ずることとされたところでございます。一部を除きまして、平成24年4月1日から適用されましたが、国民健康保険の財政基盤強化に関する事項については、平成27年4月1日から施行することとされておりました。この関係で、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令71号）が本年3月11日に公布されました。この政令の施行に伴い、長南町国民健康保険条例第11条中で引用する条文につきまして変更する必要が生じたため、改正をお願いするものでございます。

続きまして、2の改正の内容ですが、具体的な内容は、平成22年度から暫定措置で実施しておりました市町村国保の財政基盤強化策、これは保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業のことを申しますが、これらが恒久化されたことにより条文の追加があり、法第72条の4を法第72条の5に改めるものでございます。

施行の日につきましては公布の日からであり、適用は平成27年4月1日とさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

議案書7ページのほうをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年6月16日提出。長南町長、平野貞夫。

概要書並びに新旧対照表は、参考資料16ページから23ページのほうになります。あわせてごらんいただきたいと思っております。

初めに、概要書1の改正の趣旨をごらんください。

平成27年度税制改正の中で、国民健康保険税について、課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しが行われました。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、一定の限度を設けております。現在は、高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況となっております。

続きまして、2の改正の内容でございますが、1つ目の課税限度額の引き上げは、平成26年度税制改正においても引き上げられたところでございますが、限度額対象世帯の割合が上昇する見込みであることから、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のバランスを考慮する中で、基礎分の課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金分の課税限度額を14万円から16万円に、合計では4万円の増となり、最高限度額は85万円とされたところでございます。

町におきましては、限度額対象者は平成26年度では88世帯であり、全体の加入世帯の約6%となっております。

次に、2点目の軽減範囲の拡大についての内容でございますが、国民健康保険税は、応益割額と応能割額の合計額によって賦課されており、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、所得が一定額

以下の場合、応益割部分の保険税について、原則として7割、5割、2割の軽減をしております。こうした所得の低い方々に対する軽減の拡充は平成26年度税制改正でも行われましたが、今回は、5割、2割軽減基準の軽減判定所得について改正するものであります。具体的には、被保険者数に乗すべき金額をそれぞれ改めるものでございます。

平成27年度の軽減見込みですが、7割軽減世帯が402世帯、5割軽減世帯が241世帯、2割軽減世帯が187世帯、合計830世帯で、被保険者数は1,417名となっております。軽減される予定の税額は、限度額を超える部分も合わせ5,000万円程度の見込みでございます。この財源としては、町からの一般会計分、国及び県から約75%は補填がされております。

なお、平成27年度からの軽減の拡大に伴う保険税収の減分は300万円程度と思われまます。

次に、3点目の被保険者均等割額の引き上げについてでございます。

平成25年度から保険税における資産割課税をなくし、2年間運営を行ってまいりましたが、4年間実質的な増額改定をしていないこともあり、健康保険財政も大変厳しくなっており、前年度繰越金、財政調整基金も後がないような状況になりつつあります。国保税を上げることは本意ではございませんが、平成27年度分から若干上げさせていただきたく、お願いを申し上げるところでございます。

内容につきましては、基礎課税分で、2万1,000円のところを2万4,000円に、後期高齢者支援金等課税分で、6,900円のところを1万円に、介護納付金課税分で、6,000円のところを9,000円にそれぞれ引き上げさせていただきたく、お願いするものでございます。全体的には試算でございますが、年間1人約4,000円程度の増、全体の年間では約1,000万円程度の財源が確保できると考えております。

なお、国民健康保険は、平成30年度から都道府県化が図られることとなり、今後具体的な協議が進められる予定です。そういう中ではございますが、保険給付費の支払いに支障が出ないよう、それらのことも含めまして、今回見直しをさせていただきたくものでございます。

施行の日につきましては、公布の日からであり、適用は平成27年4月1日からとさせていただき、平成26年度以前分につきましては、従前のおりとさせていただきたくものでございます。

なお、6月5日開催の長南町国民健康保険運営協議会において説明をさせていただき、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第2号及び議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第4号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いします。

議案第4号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年6月16日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料によりましてご説明申し上げますので、参考資料の24ページをお願いします。

1の改正の趣旨でございますが、町の重度心身障害者の医療費助成については、千葉県重度心身障害者(児)医療給付費改善事業費補助金交付要綱に準じ実施しておりますが、この県の交付要綱の改正に伴い、町の条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、1として、医療費支払い方法の変更でございます。条文では第5条となります。26ページ以降に条文の新旧対照表を掲載してありますので、あわせてごらんいただければと存じます。

この医療費の給付方法でございますが、現在の給付方法は、受給者の方が医療機関で一旦、医療費全額、自己負担分を支払い、その後、市町村の窓口で領収書を添付して、重度心身医療費分の請求を行い、助成を受けるという償還方式でございました。

県の改正により、医療費の窓口で受給券を提示することにより、一定の自己負担額、300円となりますが、これを支払っていただければ、その場で精算、重度心身医療費の助成が行われるという現物方式と変わります。これにより、受給者の方は市町村の窓口に向く必要はなくなり、助成の振込をお待ちいただくこともなく、受給者の利便性に配慮した方式となります。

なお、受給券を提示しないで全額を支払ってしまった場合は、従前どおり償還払いにより助成を受けることとなります。

次に、2点目ですが、②の自己負担額の新設となります。条文ですと第4条になります。

自己負担額は、入院または通院1回当たり300円となります。ただし、市町村税所得割課税世帯以外の場合には無料となります。調剤は無料となります。

次に、③でございますが、対象者の見直しでございます。条文ですと第3条になります。

65歳以上で、新たに重度心身障害者となった方は対象外となります。このような場合については、後期高齢者医療費制度を利用していただくこととなります。

25ページをお願いします。

3の施行期日ほかでございますが、施行期日は平成27年8月1日からとなります。経過措置として、施行の日の前に受けた医療費等に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第4号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(板倉正勝君) これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

[財政課長 土橋博美登壇]

○財政課長(土橋博美君) それでは、議案第5号 平成27年度長南町一般会計補正予算(第2号)の内容の説

明を申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。

議案第5号 平成27年度長南町一般会計補正予算について。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成27年6月16日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成27年度長南町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度長南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億126万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、本補正予算につきましては、14款特定財源でございます国庫支出金306万5,000円の追加をお願いするものでございます。

18款1項5目地域づくり基金繰入金は、特定目的基金からの繰り入れでございます。

19款繰越金は、一般財源となりますが、前年度繰越金197万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

まず、2款の総務費でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費では、マイナンバー制度に伴う通知カード、個人番号カードの関連事務の委託に係る交付金として、事務を取り扱う地方公共団体情報システム機構への交付のため、19節負担金補助及び交付金で306万5,000円を追加するものです。特定財源といたしましては、国庫補助金を充当させていただいております。

12目の過疎対策費では、米満住宅跡地造成工事に伴う東京電力柱等の移転補償費として22節補償・補填及び賠償金で230万円を追加するものでございます。その他の特定財源につきましては、地域づくり基金からの繰入金を充てさせていただいております。

次に、9款の教育費でございます。

1項教育総務費、2目事務局費では、海外交流研修事業の募集人員の増加に伴いまして、19節負担金補助及び交付金で195万7,000円を追加するものです。

2項小学校費、3目学校施設整備費では、小中一貫校建設事業審査委員会の設置に伴う委員報償として1万6,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第5号 平成27年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

税務住民課長補佐、河野 勉君。

〔税務住民課長補佐 河野 勉君登壇〕

○税務住民課長補佐（河野 勉君） それでは、議案第6号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書13ページのほうをお開きください。

議案第6号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成27年6月16日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらさせていただきますのでございます。

第1条歳入予算の補正でございますが、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入補正予算」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げますので、5ページ目をお開きいただきたいと存じます。

初めに、上段の1款1項国民健康保険税でございますが、平成26年分の所得の把握を行い、先ほど国保税条例の一部改正の内容で、平成27年度の国民健康保険税を算定した結果、5,000万円ほど当初予算額から減額が見込めますので、1目の一般被保険者国民健康保険税から4,500万円、また2目の退職被保険者国民健康保険税から500万円を減額させていただきますのでございます。

次に、10款繰越金のご説明をさせていただきます。

繰越金につきましては、不足する額全額の5,000万円の追加をお願いするものでございます。

これは、平成26年度の決算を見込む中で、繰越金が見込めることから追加をさせていただきますのでございます。

なお、1款の国民健康保険税と10款の繰越金は、それぞれ、国民健康保険特別会計の中では一般財源であることから、歳出側の財源更正が生じませんので、本補正予算は歳入のみの補正となりまして、予算総額の13億4,250万円には変動はございません。

以上が、議案第6号 平成27年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第7号 防災行政無線デジタル化工事（第Ⅱ期）請負契約の締結についての内容の説明を申し上げます。

議案書14ページをお開き願いたいと存じます。また、参考資料につきましては、29ページとなります。

議案第7号 防災行政無線デジタル化工事（第Ⅱ期）請負契約の締結について。

防災行政無線デジタル化工事（第Ⅱ期）請負契約の締結について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

1、契約の目的。防災行政無線デジタル化工事（第Ⅱ期）。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。8,964万円。

4、契約の相手方。住所、千葉県千葉市中央区都町1254番地6。商号または名称、スイス通信システム株式会社。代表者氏名、代表取締役、山中千郷。

平成27年6月16日提出。長南町長、平野貞夫。

本工事は、既設中継局の電波を受信し、緊急通報等を行う子局をデジタル化するもので、既設の設備と密接な関係にあることから、昨年度の施工業者でありますスイス通信システム株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により6月5日付で仮契約を締結しております。議決をいただいた後、本契約をさせていただくものでございます。

主な工事内容は、昨年度に引き続き、既存の屋外子局22カ所をデジタル化し、新設子局1カ所を設置するものでございます。本年度実施によりまして、屋外子局の整備は全て完了いたします。

工期につきましては、本契約日の翌日から平成28年2月25日までとしております。

以上、議案第7号 防災行政無線デジタル化工事（第Ⅱ期）請負契約の締結についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から諮問第1号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第16、諮問第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第16、諮問第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定しました。

暫時休憩します。

再開につきましては、10時50分を予定しております。

(午前10時29分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第17、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承ください。

今回の一般質問通告者は4人です。質問順位は通告順に1番から4番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 和田和夫君

○議長（板倉正勝君） 初めに、12番、和田和夫君。

〔12番 和田和夫君質問席〕

○12番（和田和夫君） 12番、日本共産党の和田和夫です。

通告に従って、質問をさせていただきます。

最初に、国民健康保険について、国保の広域化についてです。町としてどういうふうを受けとめるのかという事です。

国保の広域化、都道府県化は、住民の負担増、滞納制裁の強化、給付費抑制という旧来の改悪の路線を、都道府県を市町村の監視役にすることで一層強化するという形にすぎません。

国保の保険者が都道府県に変わることで、保険税の格差が解消し、国保運営に係る市町村の負担が軽減され、国保の構造的矛盾も改善に向かうのではないかと市町村、都道府県関係者の期待は完全に裏切られようとしています。

国保の広域化、都道府県化について、町の考え方をお聞かせください。

あわせて、保険財政安定化事業についてです。

保険財政共同安定化事業は、これまで1件30万円の高額医療費については給付費で交付されていましたが、これが1件1円になり、全ての医療費が各都道府県の国保連合会からの基金から給付に変更になります。そうすると、国保は、保険料の賦課徴収は市町村単位だが、給付の財政は都道府県単位の医療保険となります。医療費を低く抑えている市町村が他の犠牲となり、保険税が引き上がることも予想されます。他の市町村より重い拠出金を課せられ、国保税を引き下げざるを得ない、そういうことが予想されます。

標準化が起これば、小規模な自治体は共同事業で大規模な拠出金の超過となるので、保険料の値上げは避けられなくなることもあります。保険財政共同安定化事業について、町の意見をお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 和田議員の国保の広域化についてのご質問ですけれども、この保険の都道府県への移行については、先月27日に参議院本会議において医療保険制度改革関連法案が可決成立し、平成30年度から運営の移行が決まっております。

国民健康保険につきましては、いろいろと今お話がありました、被保険者の年齢が高く、医療費水準が高いこと、所得の少ない方が多いこと、小規模保険者が多いこと等、過去からその構造的な課題が指摘されておりましたが、将来的な保険料負担の平準化を進め、制度の安定化を図るため、今回、運営のあり方の見直しが行われたところでございます。

国における国保の大きな制度改革でありますので、本町国保におきましても、国の改革方針に基づき、被保険者のための継続的な安定運営につきまして、県と適切な役割分担について今後とも検討してまいります。スムーズに移行できるよう、準備してまいりたいと考えております。

次に、保険財政共同安定化事業についてですけれども、この事業の目的につきましては、毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和を図ること、医療費の差による保険料の相違の緩和を図ることがあります。

この制度が、ご質問の中でもございましたが、平成27年度から1件1円以上80万円未満の医療費全てに適用されることになりました。

平成30年度からの都道府県化された場合の影響についてですけれども、医療費実績割については、都道府県が給付の責任を負うということでございますので、小規模団体の財政運営の不安定さは解消されるのではないかと、また、保険料については、標準保険料を設定することにより、一定の平準化が進むのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 安定化事業の拠出した金額と交付された金額に差が出るのではないかと、1円のシミュレーションでは、大規模自治体に多額に交付され、小規模自治体や保険料が安くこれまでやっていたところでは、自治体の持ち出しが多くなるのではないかと、また、共同事業で大幅な拠出金額になって、保険料値上げにつながるのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） 税務住民課長補佐、河野 勉君。

○税務住民課長補佐（河野 勉君） ただいまの、共同安定化事業に拠出した金額と交付された金額に差が生じようとしているが、どう考えるのかと、小規模自治体は拠出超過となり、保険税が値上げにつながらないのかとのご質問ですけれども、本町の拠出した金額といただいた金額について申し上げます。

前年度、平成26年度では、拠出額9,145万円に対しまして、交付金受領額が8,661万円。25年度では、拠出額8,836万円に対しまして、受領額8,458万円。24年度では、拠出額9,135万円に対しまして、受領額1億75万円。23年度では、拠出額9,054万円に対しまして、受領額8,776万円。22年度の拠出額は9,159万円に対し、受領額は1億299万円となっております。

また今年度、27年度は、事業の対象が1円以上とされたため、予算上の拠出額は2億4,440万円、当交付金の受領予想額は2億169万8,000円となっております。

なお、過去5年間合計して比べてみますと、940万円ほど歳入が多くなっておりました。ご質問の懸念につきましては、そういうことに結果的にならないよう、今後、県とも連携をとって協議をしまいる考え方であります。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、国保の引き下げについてです。

町の国保税は、4人家族で働いて、奥さんと子供で年収400万円に対して45万円です。高過ぎる国保税の要因は、国の予算の削減であります。

1984年の国保改正で、それまで医療費掛ける45%だった国庫負担が、医療費掛ける38.5%に削減されました。そして次々に改悪され、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年の57.5%から、2012年には22.8%まで減っています。

もう一つの要因は、加入者全体が低所得者であればあるほど、個々人が負担している国保税が重くなります。自民政権が国庫負担削減を決めた1984年度の国保加入者の平均の収入は179万円でした。これが1990年には一旦240万円まで上がりましたが、その後、不況の深刻化、非正規労働者の流入、年金生活者の増加などで急速に下がって、2012年度には141万円にまで落ち込んでいます。これに対して、国保の1人当たりの保険税は、1984年度の3万9,000円から、2012年度には9万1,000円まで引き上がりました。

こうして国保は、保険料の引き上げ、保険滞納の増加、財政難という悪循環から抜け出せなくなりました。国の法定減免制度では、500億円を低所得者対策として、応能割を2割負担します。応能割は軽減されるため効果は大きくなります。日本共産党のアンケートでは、多くない年金から国保税がごっそり、プラス介護保険料が引かれ、年金生活に支障が出ています。医療、年金の将来が心配ですと、切実で不安の声が寄せられています。

6月9日に町長に対して、国保税の引き下げを求める196名分の署名を届けました。高過ぎる国保税に対してこうした声に応えて保険税の引き下げを求めますが、どう考えますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） ただいまの国保税の引き下げについてのご質問ですけれども、まず初めに、本町の国保財政の状況について若干説明させていただきますけれども、1人当たりの医療費ですけれども、平成25年度では県内5位、平成24年度では県内1位となっています。1人当たり国保税の調定額は、平成25年度では県内32位、平成24年度では県内7位というふうになっています。

また、国保財政の基金の保有額は2,850万円程度でありまして、平成26年度決算見込みの次年度繰越金約8,500万円を合わせても1億1,000万円程度というふうになっています。

こういった中で、平成25年度からは、資産割課税をなくしたことにより、保険税収入が約2,500万円ほど少なくなっております。さらには、高齢化の進展、所得の減に伴う所得割額の減、制度改正による軽減範囲の拡大等によりまして、保険税の収入額は、5年前と比べると5,000万円ほど落ち込んでいるというような状況です。

医療費に関しましても、近年の医療の高度化等によりまして、年間1人当たり医療費は増加傾向にあります。今や、申し上げましたように、国保財源は、保険税や財調などの余剰金の減少に伴い、また、医療費の増加により、年々厳しくなっている状況でございます。こうした中で、ご案内のとおり、国保事業に要する費用につきましては、国庫負担金等で賄われる部分を除きまして、保険料で賄われるのが原則でございますので、平成27年度から若干引き上げさせていただいているところでございます。そういったことで、本定例会においてご提案させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 国保の引き下げについてももう一度ですけれども、1つは、44条の適用なんですけれども、町長が定めるところによって44条を適用することができるというふうになっておりまして、1つは、災害で被害を受けたとき、2つ目は、事業等の休廃止または失業により世帯の合計所得額が基準以下という、こういう基準があるんですけれども、それらの中で、滞納していたところでも利用できるという東大阪の例がありますけれども、この適用について、もう少し考えていく考えはございませんか。

それからもう一つは、基金の取り崩しです。

国保の保険中央会が監修した、国保運営協議会の委員のための国民健康保険必携というのが2010年度、社会保険出版社があります。それについて、一般会計についてこのように述べてあります。

国民健康保険税は、地域住民の福祉増進の一部を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり、協同して行ったりする面があるわけです。そこで、その部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国庫負担のみで賄われることは、負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では必要に応じて財政の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないかと書いてありますけれども、この点についてはどうでしょうか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長補佐、河野 勉君。

○税務住民課長補佐（河野 勉君） ただいまのご質問、大きく分けて3点ほどあったかと思っておりますけれども、1点ずつお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目といたしまして、国民健康保険法44条の適用について、特別な事情のある被保険者について、一部負担金の免除減額等が町としてできないのかというようなご質問だと思いますけれども、先ほども和田議員さんおっしゃられたとおり、特別な理由がある場合は、1つ目としまして、災害により死亡または著しい障害を受けた場合、または資産に重大な損害を受けたとき。2点目としまして、干ばつ・冷害等により、農作物の不作、不良、その他これに類する理由により収入が減少したとき。3点目としまして、事業・業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したときなどとなっております。

現在、長生郡市内におきましては、この規定を設けているのは、茂原市、長柄町、睦沢町、長生村となっております。茂原市はこの4月から施行されており、他の町村は平成23年度途中からとなっております。状況を聞き取りをしましたところ、それぞれ4市町村では申請者はおらず、該当がないとのことでした。

今後、本町におきまして必要があるとすれば、制度の制定につきまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、基金の取り崩しについてということでございます。

今後は基金を準備する必要がないのではないかというような質問だったと思いますけれども、平成30年度から国保が都道府県化になった場合、基金は必要なくなるのではないかとの質問は、町はそのように考えております。内容的に、もう一、二年のうちにははっきりしてくるものと考えますので、それらもあわせる中で、今回国保の財政的な運営については検討させていただいているところでございます。

そして、一般会計の繰入金、国保事業は福祉行政増進の一端を担うものであり、国保税と国庫支出金のみで賄うことは負担金の公平の観点からいかがかと、必要に応じて一般会計から繰り入れる考えはないかとのご質問でございますけれども、国民健康保険税は目的税であり、国保事業に要する費用は、国庫負担金、補助金、調整交付金等で賄われる部分を除いては保険税で賄うことが原則となっております。

ご質問では、必要に応じ、一般会計から法定外として繰り入れできないのかということですが、現状の保険税の1人当たり平均調定額は、平成25年度では9万7,226円、県下で32番目でございます。県平均が9万5,639円と比べましても、1,587円ほどしか差がございません。

また、平成26年度見込みでは、9万4,605円程度と現在試算をしてございまして、県平均より低くなる可能性も現在出ております。このようなことから、現在では一般会計からの法定外の繰り入れは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 保険税の引き下げに努力してくれるよう、これからもお願いをします。

次に、農業問題です。

定年を契機に帰農する人がふえていて、若者の間でも就農希望者がふえ、農業への関心がこれまでに高く高まっています。

新規就農者の確保、育成、定着には、長い時間と国や関係機関、地域社会が一体となった支援が不可欠です。

フランスでは国の事業として、青年農業者育成支援制度をつくって、山岳地帯に夫婦で就農する場合、最高700万円を補助する制度などを設けています。国内でも、新規就農者に月数十万円を助成する自治体など、さまざまな試みが広がっています。

青年就農給付金制度について、人・農地プランは54自治体のうち42自治体で作成され、平成24年度から開始された国の事業で要件のもと、それに合う人たちが引き受けて、1つは年収、農業技術支援及び経営のノウハウ習得のための研修に専念する就農希望者の準備型、農業技術を学ぶ研修中に給付金150万円、これは最長2年間で、2つ目は、経営の開始型、農業を始める、経営が軌道に乗るまでの5年間、150万円を支給するものです。

この就農給付金制度について、今、町ではどのように利用されていますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 農業の後継者の関係のご質問ですけれども、今、いろいろとお話がありましたけれども、本町でも従事者の高齢化が急速に進む中、持続可能な農業を実現するには、若い新規就農者や経営継承者の確保、育成が急務となっております。

新規就農や経営承継をするに当たっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっているところであります。

そういった中で、国の支援で青年就農給付金制度というものがあまして、就農後の青年就農者に対する所得確保の給付金、また、農業法人等の青年就職者の雇用における実践的な研修への給付金などがあります。

本町では、現在、レンコン栽培経営で、2名の方がこの就農給付金を受けております。

本町における農業後継者の育成につきましては、現在、町が進めている地域営農組織である集落営農組合において年間の所得を補償する形態で青年就農者を雇用し、技術指導などをしていただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 営農組合には、今援助しているんですけども、その営農組合に対する補助金というのはありますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） それでは、営農組合等の助成についてご説明したいと思います。

今現在、町の農業の状況は、個人の経営される方がどんどん離農して行って少なくなっております。そういった方々が多くなると、農地が当然荒れてくると。

そういった中で、これから地域農業を牽引していく大農家、または営農組合、そういった方々にやめた方の田の集積、または規模拡大等の目的で、地域農業整備補助金ということで、機械、また施設の整備、50%の補助で給付金を交付している、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、他の作物の検討なんですけれども、稲作以外に、米の価格の低下というのは、去年からすればかなり低下をしたわけなんですけれども、それにかわって、ほかの作物などへの転換等の検討はされておるでしょうか。どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

稲作以外の作物の検討はというご質問でございます。

最初に、本町の耕地面積を説明させていただきたいと思っております。

国の統計であります農業センサスによりますと、1,270ヘクタールが耕地面積となっております。内訳では、田んぼが1,060ヘクタール、畑が210ヘクタールとなっております。この内訳の割合で言いますと、田んぼが83%、畑が17%という状況でありまして、畑の割合は、長生郡市の市町村の中でも比較しますと少ないという

状況になっております。

また、この農業センサスによりますと、町内の野菜の作付面積は51ヘクタールとなっております。ダイコンとか、ホウレンソウとか、12種類の野菜が栽培されているという調査結果となっております。

昨年度から、耕作放棄地対策といたしまして、野菜等の栽培について、県の農業事務所、それから長生農協、町などで構成いたします農業技術者連絡協議会で、数回の会議、または現地調査を行ってまいりました。その結果といたしましては、本町の農地の土壌が粘性土でありまして、水はけが悪い。また、労働力の確保、それから採算が野菜をつくって合うのか、さらに有害鳥獣の被害を考慮いたしまして、作物の検討をしておりますけれども、本町に適した野菜、また果樹の選定にはいまだちょっと至っていないという状況でございます、継続案件とさせていただいているところでございます。

なお、今年度からでございますけれども、長生農協が農業振興を図る目的で、畑作物といたしましてシントウを推進しております。面積で約4,000平米、6名の農業者が今年度、栽培に取り組んでいると聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） わかりました。

次に、小学校跡地の利用について伺います。

小学校の跡地利用について、町長は平成27年第1回定例会で、若手職員を中心に先進事例の情報収集、調査研究をしていると答えています。町民の皆さんもどうなるか大いに関心があることです。そこで伺いますが、小学校の跡地について検討がどういうふうになっているか、まずお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、和田議員さんの、昨年度の経緯と検討結果についてお答えいたします。

小学校の跡地活用につきましては、ご案内のとおり、役場の組織、庁内に長南町立小学校跡地活用庁内検討会議を昨年11月に、若手職員を中心といたしまして立ち上げたところでございます。この関係につきましては、各4小学校の現地視察を含めまして、6回の会議を開催したところでございます。

この会議につきましては、自由な発想、それと、とかく行政マンだと予算にとられるんですけども、町長からの指示の中でも、余りこの予算面、そういったものは余り考慮しないで、大胆な発想、細かな要因にとられない活用法を内部的に検討いたしました。その結果につきましては、行政が行う跡地活用、それと民間が主体となって行う跡地活用、2分類に分けて、その提言内容がまとめられたところでございます。

今後、その結果につきましては、第三者機関を設置していく中で、これらまとめられた資料につきましては、今後の検討資料、あるいはその一つの資料として活用していくということを予定しておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番(和田和夫君) 今、検討されているというふうに言いましたけれども、そういうような中で、小学校の各借金というのは今、あとどれくらい残っているのでしょうか。お答えください。

○議長(板倉正勝君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長(土橋博美君) ただいまの借金はあとどれくらい残っているのかというご質問でございますが、平成26年度末の小学校整備に係る地方債の借入残高につきましては、3小学校分で、元金のほうが2,304万円でございます。利子のほうが71万5,000円ということで、合計で2,375万5,000円でございます。

内容といたしましては、各小学校の校舎の改修工事に係る借り入れでございます。借入年数につきましては、それぞれ15年でございます。残金及び償還期限につきましては、豊栄小学校で446万3,000円で、これは平成28年度までとなっております。東小学校では827万3,000円で、これは平成29年度まで。長南小学校では1,101万9,000円ということで、平成30年度までとなっております。

以上でございます。

○議長(板倉正勝君) 和田和夫君。

○12番(和田和夫君) そういうふうな借金を聞きましたけれども、あと何年ぐらいこれが使用できるかどうか、学校の校舎及び室内運動場に分けてお答えください。

○議長(板倉正勝君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長(永野真仁君) ただいまの既存の小学校の校舎及び屋内運動場があと何年使用できるかにつきましては、税法上の鉄筋鉄骨コンクリート造、または、鉄筋コンクリート造の学校または体育館用の建物であることから算出いたしますと、耐用年数は47年となります。よって、校舎及び体育館の残り耐用年数は次のとおりとなります。

東小につきましては、教室棟が10年、特別教室棟が18年、体育館が9年、西小につきましては、教室棟が8年、特別教室棟が21年、体育館が20年、長南小学校につきましては、教室棟が4年、特別教室棟が14年、体育館が6年、豊栄小学校につきましては、教室棟が7年、特別教室棟が13年、体育館が10年でございます。

なお、残り耐用年数が数年という校舎、体育館もございましたが、当該年数は減価償却のための年数でありまして、物理的な年数はこれより長く、耐震化等の改修がなされておりますので、さらに長寿命化が望めるものでございます。

以上でございます。

○議長(板倉正勝君) 和田和夫君。

○12番(和田和夫君) 4小学校の基本的な活用の考え方について伺います。

私も日本共産党が行ったアンケートでも、特養などの老人施設、老人向けの保育施設、地域活動の場として公民館的な役割での使用、また展示ギャラリー、道の駅、それからこれは提案ですけれども、そういうふうな多様な使われ方を考えて、町民の皆さんは期待をしております。私はその中でも、中学生までの児童書を中心にした図書館などの建設についてどうかと思いますが、お答えください。

○議長(板倉正勝君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 小学校跡地活用の基本的な考え方はというようなご質問ですけれども、それぞれの4小学校ですけれども、地域での中核地にありまして、地理的に重要な位置に存在しておるものと認識しております。また、人との触れ合い、交流の場所としても最適な場所、環境であることから、今後の跡地活用が地域の発展に大きなウエートを占めているということは承知をしているところでございます。

今、和田議員のほうからいろいろご提言がございましたけれども、今後活用に当たっては、地域の特色に応じた内容を踏まえ、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） これから検討するわけですけれども、その中で、やっぱりこれからの町づくりとしての特色を持ったものとして、先ほど挙げたようなものがありますから、それらを会議の中で検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

ここで休憩とさせていただきます。

再開につきましては、午後1時といたします。

(午前11時36分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時02分)

◇ 森川剛典君

○議長（板倉正勝君） 次に、5番、森川剛典君。

[5番 森川剛典君質問席]

○5番（森川剛典君） 5番、森川剛典です。

議長のお許しを得たので、通告に従い、通告不許可の部分を除いて一般質問をさせていただきます。

まず最初に、子育てについて、3点の要旨をお聞きしています。

千葉県資料で、毎月、常住人口調査というものがありますが、それを2010年10月から2014年8月までをまとめた資料によりますと、長南町は毎年平均で200名ほどの人口減少が続いています。自然減が120名、これは51番目ですね。社会減が80名、これは54市町村52位。県内54市町村中の増減率で言うと8.75%で、最下位になっています。

自然減はやむを得ないにしても、社会減は町の評判、暮らしやすさという点が大きくかかわってきていると思います。その中で、いろいろあると思いますが、子育ては若者夫婦にとって重要な問題であり、その子育ての話の聞くと、私の聞いた中では、長南町の評判は余り芳しくないのが、長南町の子育て環境はいいよと評判が立つようにしていかなければならないと思っています。

そこで、若者夫婦は経済的にゆとりのない世帯が多く、出産手当等や保育料、いろいろ町の条件を比べていると聞いていますので、長南町は第2子からの保育料を原則無料化で若者世帯を大事にするというメッセージを発信することが重要だと思います。こういう目玉商品も必要かと考えていますので、過疎債などのソフト事業予算等で、第2子からの保育料原則無料としていただきたい。これが要旨の1点目であります。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 子育て支援についての、第2子からの保育料を無料化にできないかというご質問ですが、町では子育て支援といたしまして、子ども医療費助成の範囲を中学校卒業までに拡大することや、乳幼児のロタ、B型肝炎、おたふくなど任意となっております予防接種費用の全額負担、出産祝い金の3子目からの30万円の増額支給、紙おむつ用ごみ袋の配布などの事業を行っており、今年度には親子の交流の拠点となる子育て交流館を設置したところでございます。

ご質問の町の保育料につきましては、2子目は半額、3子目は無料ということにしております。保育料の額についても、保護者の所得に応じて8段階となっております。国の基準よりもはるかに低額で、近隣市町村と比較しても低額設定となっております。したがって、今後の保育料についても、子育て支援の一つとして、現行の水準をできるだけ守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今、お話において、長南町が子育てに支援していることはわかりました。ただ、私の申していることも、インパクトという面で今後考えていただきたいと思いますが、その中で、再度それを要求する前に、対象世代の人数がどれくらいなのか、予算的にはどれくらいかかるかというような意味も含めて、年齢別の移動の状況などを把握するために、生まれたときの人数と現在の人数がどう変化しているのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、お答えをします。

まず、1点目の対象者がどのくらいいるかというお話ですが、今現在、長南保育所でお預かりしています第2子目のお子さん、今半額設定という形になっておりますが、24名の方がいらっしゃいます。

その次に、生まれたときと今現在の人数の状況ということになりますが、まず22年度から26年度で説明いたしますと、平成22年度生まれですが、出生は37名でございました。今現在、22年度生まれで長南町に住民票をお持ちの方は39名となっておりますので、2名の増という形になります。

次に、23年度生まれでございますが、出生数は46、現在は42名ですので、マイナス4人という形になります。平成24年度生まれが18名、現在が22名となっておりますので、4名の増。

25年度生まれですと出生数が38名、現在が39名なので、1名の増という形になります。

あと26年度生まれが36人で、現在は40名となっておりますので、4名の増という形になります。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 皆さんのお手元に表がなくて残念なんです、今お話を聞くと、平成22年度から言いますと、22がプラス2、23はマイナス4、24年度はプラス4、平成25年度生まれはプラス1、26年度はプラス4。これは転出入の増減を引いた数でございます。

これを、男女比とかそういうものがございまして、これをプラスマイナスどのくらい移動しているかという話になりますと、トータルで7名ふえています、実際には最低でも17人以上が移動したことになっております。それだけ非常に増減が大きいと。

また、特に話題になっている平成24年度生まれの方は出生人数は18人です。しかし、統合の話が出たときには16人。しかし現在ではふえて今22と。非常に増減が激しくなっております。

この異動の多さは、当たり前なのかよくわからないところなんです、住所は長南町にありながら他町村に住んでいる、そんなケースもよく聞いております。非常に移動が多いということは、他町村との綱引き状態、長南町の評判が上がればこちらに来る人間が私は多くなると考えております。そういう意味で、目玉商品、長南町は保育料をついに無料にしたんだと、第2子からと。そういうインパクト、ほかの施策でもいいんですけども、そういう情報発信できるような子育てをしているんだと、そういうところが欲しいので、原則無料ということで、再度、町長にその辺を含めてお聞きできればと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 子育て支援についてのお話ですけれども、子育て支援については、私も重点施策の一つとして捉えているところでございます。そういった中で、数多くある子育て支援の事業の中でも、もう次の一手はインパクトのあるものというようにことを考えおまして、昨年、子育て中の親御さんと話し合う機会を設けまして、皆さんの要望を聞いたところであります。

そういった中で、町には子育て中の親子が集う場所がないと、交流する場所がないというようなことで、まずは子育て交流の拠点となる施設をつくっていただきたいと、そういう要望が強かったので、そういうことで今年度、子育て交流館を設置したというような経緯でございます。

子育て支援については、市町村それぞれ、まちまちの施策が多いわけですが、それぞれどこに重点を置いているかということには違いはあるというふうに思います。思いますけれども、本町においては、全体的に見ると、先ほどから森川議員、子育て支援の評判は余り芳しくないというようなことをおっしゃいましたけれども、町の子育て支援はかなり充実しているんじゃないかとそういうような声も聞いております。そういった中で、保育料については、先ほど申し上げましたけれども、本町については低額設定ということもありますので、しばらくは現行の保育料でもって運営していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） わかりました。

そのお話の中で1点、子育て交流館の話が出ましたが、情報提供じゃないんですが、私の聞いた中では、町外の方も来られていたと。前のケースですね。子育ての前に。その町外の方というのは長南町に住んでいて、

やはり長南町にいるお友達に誘われて、「ほわほわ」に入っていると。ですから、ぜひ交流館を充実させて、また町外から人を呼んでくれるように、よろしく願いいたします。

それでは、要旨の2点目に入りたいと思います。

他町村との横並びではないですが、保育園の時間外保育について、最大7時までにはできないか、これについて伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、時間外保育を午後7時までにはできないかというご質問でございます。

現在、長南町保育所の時間外保育は、スタートは朝7時から、夕方、終わりは6時30分までとしています。時間外保育料は、時間の長さにかかわらず、長南町では無料としているところでございます。他市町村の保育所では今横並びというお話ありましたが、スタートが30分遅く、終わりも30分遅いという、30分ずつ遅くしている保育所もありますが、これは地域性を考慮して設定しているところでございます。

現在、朝7時から7時30分の間で送ってこられる方が4名。ほぼ固定の方でございます。夕方6時から6時半の間に迎えに来られる方は5名前後という方となっておりますので、現在の保護者のニーズに合った開所時間であると考えております。したがって、今の時間を守っていきなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 午後6時30分まで行っているというんですが、これの勤務形態、7時から6時半までということなので、勤務形態はどうなっているかということで、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 6時半までの勤務形態ということの質問になろうかと思うんですが、一応、遅番というような形になりますので、この6時半まで従事する職員は、9時45分から6時半まで従事するという勤務形態になっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 引き続き、7時までには要望していきたいと思うんですが、その前に、6時半までお子さんを迎えに行けばいいという話なのに、勤務形態が、終了時間が6時半で、これは問題ないんですか。6時半に行って、職員が子供を渡して鍵をかけて、それからいろいろ整理して帰ると。そういう時間外が出るとか、あるいは道路が渋滞していて30分おくれるとか、こういうケースもあると思うんですけれども、そういうときの対応をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） まず、6時半でよろしいかというような質問でございますが、6時半まで勤務

して、あと鍵をかけて帰るわけなんです、それは残務の中で処理されているものでございます。

車の渋滞等で遅くなる方も中にはあるんじゃないかということのご質問でございますが、そういった場合、まずは電話連絡をいただくように父兄の皆様にはお話をしております。その間、職員は従事するわけなんです、その辺は時間外等で処理されているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 7時の話を少しする前に、先ほど人数を聞いて、7時から7時半の朝早いときが4人、それから6時から6時半が5人という話でございますが、ニーズを把握していくと、要望のアンケートをとったことがあるかと、そういうこともお聞きしていきますが、ゼロ歳児だと保育士1人で3人しか見られないと。この4人の方が全部ゼロ歳児だとは思いませんが、これは年度の途中で希望者がふえたりする場所があると思うんですね。

現在保育所では、12月に1回しか入所希望を受け付けていないというか案内をしていないような気がいたしますけれども、これはあくまでも予定の人数を把握して予算化するための措置だとは思いますが、今後随時ふえたり、変動があると思うんですよ、この時間外保育は。それに対応できるような体制はできていますか。要望者がふえる場所もあるじゃないですか。私、早く送っていくのとか、あるいは時間外、勤めるようになりましたのでこれから10人になるとか、そういう極端な話はしたくないんですが、ふえた場所の変動に対して、保育士さんの過不足に対しての変動に対応できるものは持っているのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） ご質問の内容ですと、例えば8時に迎えに行きたいんだけど、それに対して職員の対応はできるかというような質問になるかと……、違いますか。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 8時ではなくて、今6時半の話をしているんですけども、そういう6時半の人が今5人とおっしゃったけれども、ゼロ歳児が1人で3人しか見られないじゃないですか。だから、もし10人になったら、保育士さん例えば1人で見ているのが2人とか、そんなことが起きると思うんですけども、そういう変動に対して対応できるんですかと聞いているんです。

○議長（板倉正勝君） 荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 勘違いしまして、失礼しました。

例えば今、6時から6時半に迎えに来る方が5人前後というような表現を使わせていただきましたけれども、人数的には3人から8人ぐらいの人数だそうです。人数がふえてもこの時間帯であれば対応はできるものでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 若干ずるい聞き方をしていますけれども、そういう対応ができるんだったら、他町村では7時まで、長生郡はみんな7時なんですよ。市原市は6時までが時間外保育なんです。これ、保育所によ

って違うんですね。だけれども、今度は6時から8時までかな、延長保育で対応できるところがあるんですね。ただ、市原市みたいな大きなところはたくさん保育所があるんですよ。長南町は1カ所しかないじゃないですか。そうしたらやっぱり、1カ所ということは、やはりある程度、7時ぐらいまでという表示ができたほうがいいと思うんですよ。2カ所も3カ所もあれば、6時半のところもいいと思うんですが、これはシフトを9時45分というのを10時15分にして、30分延長できないかななんて思うんですね。

今後はやはり長南町は7時、7時にしたというのは朝の7時ですよ。朝の7時にしたというのは、やはり通勤時間が長南町の場合、他市町村に比べて多いと思うんですね。それが地域性であって、じゃ、帰りだって遅いだろうと。だから利用者のことを考えたらやはり7時かなと。あとは、こういうアンケートをぜひ実施してもらいたいと思うんですが、そういう調査をしたことはございますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 先ほど言った6時から6時半に迎えに来る方というのは、時間外保育の対象者というような形になるんですが、そういった方々に対しては、保育所のほうで一人一人勤務状況を、迎えに来る方の勤務状況を聞いた中で、何時に迎えに来られますか、お仕事はどこにお勤めになっていて何時に終わるんですかというようなことを聞いた中で設定となっております。したがって、今もうちょっと遅くしてくれという要望は聞いておりません。今後、世の中の勤務形態とかいろいろこれからライフスタイル変わってくるかと思いますが、先ほどアンケートをとっているかという質問だったんですが、そういった1人ずつに聞き取り調査していますので、その中でももし大きく変動するようなことがあれば、それには対応していかなければならないなというふうに考えています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 7時は難しそうなお話を聞きましたので、今後の検討課題として、本当に隣の市原市、それから茂原市、ほかの町村では7時までなんです。やはりこの辺は頭、念頭に置いて、やはり市原市に結構住所じゃなくて住んでいる方、若い人が多いものですから、やはり市原市の条件がいいのかなと、その辺も考えてしまいますので、ぜひこの辺についてはご検討をお願いいたします。

それでは、要旨の3点目に入ります。

平成29年3月に小学校が統合の予定ですが、統合に関して、学童保育のことは余り聞いていませんが、町は小中一貫校にふさわしい学童保育をこんなふうに考えていますよと情報発信をしてほしいと考えていますが、学童保育についてはどう考えていますか。

本町は、放課後児童クラブを設置されていますが、広義で学童保育を申しておりますので、ご了承して答弁をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 学童保育についてのご質問ですけれども、現在4小学校に児童をお迎えに行き、旧幼稚園に集めて放課後児童クラブを実施しております。旧幼稚園ですけれども、統合後の小学校から位置的にも容

易に歩いて移動ができる距離になりますし、区分された教室、雨天でも運動できる講堂、走り回れる運動場がありまして、冷暖房も完備していることから、統合後においても引き続き現旧幼稚園を放課後児童クラブの場として活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今のお話ですと、幼稚園を使っていくと。これは25年の第1回の定例会で丸島議員が学童保育については充実してほしいという質問をされましたが、それとおりになっているという結果だと思えますが、今後、大きな意味で4つの小学校が統合されて、そこからわざわざ幼稚園へ通うのかなど。それよりは、本当に議論の分かれるところなんです、親の送り迎え等考えると、やはり統合された小学校そして一貫教育というお話をされていますので、私はその隣接地、あるいは同一敷地内にあったほうがいいかなというふうに考えております。

また、広義で学童保育と申しましたが、南房総市では小学校5・6年生に地方創生資金を使って学校外の教育に月謝を提供して話題になっています。本町でも学童保育については本町らしいものをつくっていただき、目玉や特徴も必要だと考えていますので、いかがでしょうか。

この質問を考えた一部は、やはり長南町の学童では不十分なので、長生村に移り住んで学童保育を受けさせているという方をお聞きしたので、こういう質問になっておりますので、答弁のほうよろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 学童保育に長南らしさとか目玉や特徴をとというようなご質問の内容だと思えます。

現在の放課後クラブ事業の目的になってしまうんですが、この児童クラブの目的は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後等において、家庭にかわる適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることとなっております。したがって、この当初の目的を達成できるように事業の充実を図ること、その中で目玉や特徴が出てくればよろしいかなというふうに考えます。まずは信頼される児童クラブになるよう、充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） まずは充実、それからその後のことが大事だと思いますので、ただ、他町村のことばかり言ってもしょうがないんですが、民間の学童保育、そういう施設もあります。長柄にもあるようです。そういうところもあるようですから、長南町、そういう充実したものにさらに加えていただきたいと思えます。

そういうことの中で、耳が痛くなるかもしれませんが、これはこの後の情報発信にもかかわってくるんですけども、保育所、最近ホームページ直していただきましたが、ホームページ上では、平成25年度に4年生から6年生も学童保育の対象になっているのに、実は2年間ほど思うんですけども、1年生から3年生までの表示がされたページになっていたと。こういうことがないように、情報発信のひとつ、充実というの

もこういうところも含めてお願いして、要望して、最後の情報発信について質問をしていきたいと思っております。

それでは、質問事項2、情報発信について入らせていただきます。

今までに述べてきた子育ての関連やその他のことを含めて、重要な施策を町民にどのようにしてアピールして情報発信に心がけていくべきかと考えたときに、最近はホームページの重要性が非常に増してきていると思います。しかし、町のホームページは一見見やすくなっていますが、利用者側の情報収集としてはかなり情報量の提供が不足していると考えます。そこで、具体例も交えながら、要旨の1、ホームページの情報発信力及び管理について伺ってまいります。

まず、町のホームページの情報発信力で言うと、例えばですが、子育ての関係で保育所の入所情報を得ようとする、トップページには2つの子育て項目が存在します。子育ての情報を得るのに2つのコースが存在するのですが、どちらも同じかという、それぞれに多少の違いがあります。これには少し違和感を覚えます。

そして、いずれにしても最終的には保育所案内にたどり着けますが、保育所案内はわずか5行で、保育時間、時間外保育の時間と問い合わせしか載っていません。この情報量の少なさが一番の問題と思っています。ホームページ以外では、保育所入所案内の受け付けは広報12月号に掲載されていると説明され、確認しましたが、ある家庭ではその後しまい忘れて、なくなってしまったというケースもあります。

ホームページの情報ならなくなることもありませんし、いつでも見られます。また、PDFなどを活用すれば、簡単にかんがりの情報量を盛り込むことができます。同じ内容を郡内の他町村と比較すると、例えば白子町で見ると、入所基準、必要な書類、保育時間、保育料、入所の受付時期、平成27年度の保育所入所申し込みと、ほぼ必要な情報を掲示しています。

管理の面も加わるのですが、ほかにもトップページの行事予定の項目を開いてみると、5月、6月は空欄のままとなっています。また、同じように、トップページのイベント情報も指摘の後、イベント告知に情報が入るようになりましたが、まだイベント報告はないままです。これはトップページの上部に位置する使用頻度の高い部分ですから、しっかりとしていただきたいと思います。

また、このほかに古い情報のままだと指摘したままだと指摘したものについては直していただきました。しかし、これは今回私が気がついた一部にしかすぎないと思っています。町ではホームページの情報発信をどのように考えて行っているのか、チェックや修正は定期的に行っているのか、情報発信部署との連携はとれているのかお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、森川議員さんの情報発信についてというような中で、要旨につきましては、町のホームページの情報発信力及び管理についてでございます。

現在のこのホームページの関係につきましては、平成25年2月にリニューアルをいたしまして、これについては各担当課で積極的に情報発信をしていくというような仕組みを構築いたしました。この方式なんですけれども、各課の担当者が比較的容易にこのホームページを更新できるというようなことで、速報性に優れているという反面、担当者の個々の更新頻度、あるいはその操作の理解度、そういった関係で、取り組み姿勢の個々

の職員の資質での状況によって、この情報量の統一性、そういったものを確保することが難しくなるのは事実でございます。ご指摘のとおり、この情報発信における各課の認識の相違、あるいは教育訓練による内容の浸透度の度合い、発信後の情報管理など、そういったさまざまな要因による習熟度の温度差からチェック機能の低下等のケースも多少あったかと思えます。

一方、こういった全てのホームページが当初デザインされた形式でしか作成できないため、新しいコンテンツを、またデザインを即行的に実用化することにつきましては、また業者による再構築を必要といたします。したがって、今回この地方創生の一環といたしまして、また町魅力発信事業、そういった形でホームページをこの10月にリニューアルすることを予定しております。

今ご指摘のあった、これを契機に今までのそういった改善項目等を踏まえまして、古い情報の削除、あるいは各課任せにしない最終チェックなど、そういった更新作業の留意点を記したマニュアルあるいは内規、そういったものを作成いたしまして、より明確とする、担当がこの内容につきましては企画政策課でございます。したがって、企画政策課主導でこの各課のホームページ、情報の拡充、統一性、そういったものを実現していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） はい、わかりましたと言いたいところなのですが、ちょっと具体性に今の答弁は欠けていますので、そここのところの確認をしていきたいと思えます。

実はホームページについては、かなり質問はされています。そして平成23年12月、平成24年1月、そして25年2月にリニューアルはされております。ですから、私はリニューアルという言葉にはまだ安心をしておりません。どういうふうリニューアルをしていくかという内容を聞かないと、ちょっとそれが安心できないんですが、そして今回の費用は前回と比べてどの程度を予定しているのか、それがまたどこが変わっていくのか、そういう点について、具体的なものがわかれば、仕様ということが決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、現時点で具体的にどういったことを考えているかということについてお答えしたいと思います。

大まかに4点ほど考えてございます。

まずトップ画面、ホームページを開きますと一番最初に出てくるデザイン、これをまた大幅なデザイン変更、一番わかりやすいものと、近隣ですと、イメージ的には茂原市さんの画面に似たような内容、とはいうものの、全く同じような内容にするつもりはございません。長南らしさを出したトップページ画面に大幅なデザイン変更ということを考えてございます。

それと2点目、ご指摘の内容でございます。森川議員さんおっしゃったとおり、その内容量が、いくまでに5行だとか、大分ボリュームが少ないと。したがってそういった内容をよく知るために、10行程度とか、イラストを挿入するなどして、そういった内容、コンテンツを充実させて、わかりやすい画面に徹底していきたい

というふうに思います。

3点目は、これに類似しますけれども、余りこのホームページを操作する方につきましては、その内容を奥へ奥へ階層を下に持っていくということではなくて、その途中の段階の内容を充実させることによって、階層を奥にしていかない、浅いところで内容を充実していきたいというふうに考えております。

最後に、一番大きい、今回の全面リニューアルの大きなインパクトなんですけれども、情報発信が非常に弱いということですので、今回は例えばテーマ、町のよさを発信するために、動画等を組み入れていって、長南町のホームページは大幅に変わったなというような方向性で、それを組み入れていけばなというふうに考えております。また、この全面リニューアルの費用につきましては、50万円程度弱を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） そういう方向だということにはわかったんですが、この50万円というのは、今までに比べて金額的にはどうなんでしょうか。同じぐらいをかけるのか、それとも倍ぐらいとか、その辺の変化の量はわかりますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 通常ですと、通常のランニングコストが大体、今年度も予算の中で50万ちょっとなんですけれども、今回また全面リニューアルということなので、動画等も取り入れます。したがって、通常よりか倍近くのお金をかけて、全面リニューアルに着手していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 倍ぐらいの費用がかかるということで、期待していきたいと思っているんですが、その中でちょっと一つ抜けているのかなと思うのが、動画あるいはコンテンツ、手法としての話で大変失礼ですけども、ほかの町村のホームページをたくさん見ていただきたいと思うんですが、やはりいいところがPDFというのはご存じでしょうか。情報量がすごいんですよ。アップするのは普通に写真を撮って載せるように、データをそのまま載せられると思うんですね。これはそこを開けば、もういっぱい企画した内容の情報量が出るんです。このPDFをぜひ使っていただきたいなと。かえって情報量の多いものを自分の手打ちですると更新が非常にできないんです。ですからこのPDFを使うことをお勧めします。

それともう一つは、このチェックのことが出てこないの、私のほうから言わせていただきますが、最終チェックをどなたがするかと。先ほどのお話は、25年度にリニューアルしたものが、もし私が指摘をしなければ下手をしたらそのままですよ。情報がそのまま更改されずになってしまうと。

そこで、これも大変失礼な話ですけども、そのPDFとか情報の欄、白子町さんですけども、必ずそれを入力した日付を書いてあります。平成25年だとか27年3月1日とか。必ずどの文書にも入っています。そうすると、あ、これはその日に入力した文書なのかなと。新しいのか古いのかわからないんですよ。今回の学童さんだけで言ったら失礼ですね。そこだけじゃなかったんですけども、それが見ている側からすると、日付

が入っていないければ、これ合っているんだなど、思っちゃうわけですね。ですから、ぜひ今後については、情報発信日付を出していただきたいと思うんですが、その辺については検討していただけるかをお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） まず、最終チェックの関係でございますけれども、最終チェックの担当の係というのは、こういう機構改革等やる中で人員も限られております。改めて係と、今この関係については広報統計係が3名従事しております。現状のこの機構体制の中での点については、業務量をふやすような形で、新たに設けず、既存の係の中でチェック体制の機能を強化していきたいというふうに考えてございます。

それと、そういった意味で、定期的にマニュアル等も整備する中で、月1回程度チェックをしていくというような形で、そういったホームページの中をパトロールといいますか、巡回して見ていくように心がけていきたいというふうに考えております。

それと、情報発信の日付の関係でございます。この関係につきましては、当初この我々のホームページのつくり込み、そういったものの根幹的な、基本的な部分に影響してくるのかなというふうに、それに詳しい担当の職員ともいろいろ話等をしてみました。そういった中で、今後委託業者と協議する中で、情報の更新の日付、それについてはできそうな可能性がありますので、今おっしゃった中で、当然、情報発信者側の立場ではなくて、受け取る、いわゆる森川議員さんのおっしゃられるとおり、閲覧者の立場で、これが新しいのか古いのか、そういったものを肝に、念頭に置きまして、できるだけ盛り込むような形で検討してもらいたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） チェック体制もできるということなので、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、情報発信ということで一つだけお聞きしますが、今年度ではなくてやっぱり昨年度のほうが多いような気がするんですが、電話の受け答えも情報発信の一つだと思うのですが、どうも電話で担当を名乗ってくださる方もいますが、名乗ってくださらない方もいます。これは指導しているのか、それともこういうマニュアルになっているのかどうか、この点だけお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 電話は第2の窓口と言われております。音声だけを頼りに全ての判断を行うようになりますので、その分相手が見えないために、言葉遣いなどは十分注意するようにしているわけなんです。今、森川議員のほうから、中にはというような方がいるわけでありまして、町としては、職員採用時であるとか、採用された後、初任者研修、こういった場におきまして、接客向上のためのマニュアル等で、まずは自分の所属、名前を名乗るようには教育はしているわけでございますけれども、その中で改めて名乗らなかったというようなことがあったというように見受けましますので、改めて職員には資質向上、接客向上のために、全職員のほうには徹底するように通知をさせていただきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） じゃ、最後に一つだけ。

手紙、文書ですね、電話をした後に文書を送られてくるかこないかという確認ミスもこちらのほうもあるんでしょうけれども、複数の方から聞いているのが、役場のほうから文書が来ると思っていたら来ないと。その辺の受け答えはしっかりしていただきたいと。1人じゃなくて、これは確認なんだろうけれども、文書が来るかなと思っていたら来なかったと。そういう電話の受け答えについても一つの情報発信、しっかりとしたりとりが町民との信頼にかかわっていくと思うので、その辺お願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、5番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

再開は2時10分を予定しております。

(午後 1時50分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時11分)

◇ 加藤喜男君

○議長（板倉正勝君） 次に、9番、加藤喜男君。

[9番 加藤喜男君質問席]

○9番（加藤喜男君） 9番の加藤喜男でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。また新たに質問の機会を得ることができましたので、ひとつよろしく願いをいたします。

さて、小学校の新しい校舎についても順調に進んでいるものと思います。教育において学び舎も重要なわけですが、教育の内容、すなわちどんなことを教えるのかも重要であります。その中で歴史の教育も大切な教科の一つであるというふうに思います。

前回の定例会で、中学校の歴史教育についての質問をさせていただきましたが、本年度は平成28年度から4年間使用する全教科書の採択の年と。すなわちこの会社の教科書を採用するかを決定する年になっております。8月31日までに採択を完了する必要があるというようなことと聞いております。

国では、平成26年1月に中学校・高等学校の学習指導要領の一部を改正し、社会科の関係におきましては、竹島が我が国の領土であること、また韓国に不法に占拠されていること。尖閣諸島については我が国固有の領土であり、領有権問題は存在しないことなど、領土に関する教育について学習指導要領に明記しました。この学習指導要領の改訂を受けまして、出版社は新たな教科書をつくり、今年の4月には8社程度が文科省の検定にパスをしたということのようでございます。

この検定については、範囲、いわゆるストライクゾーンというのがあり、右いっぱいとか、左いっぱいとか、

出版社のさじかげんによっていろいろな本ができてくるというふう聞いております。そのストライクゾーンに入っておれば、文科省は認定をするということでございますね。

そこで各教育委員会の出番でありまして、どこの教科書を選定するのかというわけですが、私としましては、戦後教育によって植えつけられた自虐史観からの脱却及び健全な愛国心を育てる教育、これができるような教科書選定を望むところでございます。

8社の教科書を見比べてみますと、各社各様で、力の注ぎどころはいろいろ違うわけですが、立派な日本人を育てるということを考えますと、私個人的には8社のうちから、自由社とか、育鵬社とか、そのところの教科書がいい教科書だなというふう感じておるところでございます。

過去の質問で、長生郡市は共同採択区域であり、教育委員、学校、校長会、研究会、保護者、有識者等22名程度の協議会で各教科ごとに専門調査員が三、四名任命され、この報告をもとに協議して、最終的には各市町村教育委員会の権限において採択しているということをお聞きしました。

規模の小さいといいますか、町村の教育委員会程度では、共同採択はこれもやむを得ないのではないかなんということは思っておりますが、そこで、現在進行中であると思われまます共同採択の進捗状況をお聞きするとあわせて、委員や専門調査員が公表されるのかと、また本町からの参加者はいるのか。もう一つですが、ほかのメーカーの教科書に変えることは大変なのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは加藤議員さんご質問の、中学校教科書の採択協議会について、いろいろ質問がありましたけれども、まず採択協議の進捗状況についてお答えをしたいというふうに思います。

中学校教科用図書長生採択地区協議会というのがあります。先ほど議員さんがおっしゃるように、共同採択ということになりますので、長生全体の採択地区協議会というのがあるわけですが、その進捗状況につきましては、茂原市教育委員会に事務局を置いております。採択まで3回、この協議会を予定しておりますが、既に5月に第1回が終わっております。これをどのように進めるかとか、委員さんがどなたかだとか、そういうことについて終わっているところです。6月には第2回、そして7月中には第3回の協議会が開催されて、学校教育法の附則9条、いわゆる特別支援の教科書があるわけですが、その教科書も含めて、全16の教科について採択する予定で進んでいるところであります。

次に、質問の調査委員の公表ということでありまますけれども、当然のことながら、採択協議会における協議内容は守秘義務というのがありまして、また採択にかかわる調査員あるいは協議会の委員、この氏名につきましては、利権が絡むというおそれもありますので、秘密となっているところであります。

それから、教科書会社の変更についてというご質問ですが、これまでの採択状況を踏襲するということはありません。幅広い見識といいますか、そういう方々のお集まりの会でありますので、それぞれのいろんな識見があったり、また内容面、組織、配列だとか、表現だとか、蔵本だとか、いろんな観点から調査員が調査をして、その結果で判断しますので、教科書会社の変更が大変だということについては認識はしておりません。

それから、本町からいるのかということでありまます、今、議員さんがおっしゃったように、この組織の中には保護者もいますし、学識経験者もおりますし、教育委員会の代表もおりますし、あるいは教職員の代表

等々、全部で16名の委員で組織をされているわけですが、当然、長南町からも、名前はちょっと公表できませんけれども、入っていることは入っております。

それから、16の教科ごとに3名、専門員という学校の教諭から3名ずつ選ぶんですが、その専門員の3名の方々計48名、この中にも長南町から入っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ありがとうございます。

今お聞きしますと、茂原市の教育委員会に本部を置いて、進捗状況ですけれども、5月に1回目終了したと。あと6月がまたこれからの話ですね。あと7月中にその協議会で全て決定する。先ほど8月31日までということでも私も調べて、合っているかどうかわかりませんが、3回目でもう全ての16教科が決まってしまうということでもよろしいですかね。ちょっと何か回数が少ないような気がします、この間、学校教育課長にちょっとお聞きしましたところ、いろいろ先生方もどの先生が選ばれているかわからないようなふうにして委員を選んでいるというようなことも聞いて、おっしゃるとおり、いろいろ出版社も営利を目的としておりますから、なるべく使ってほしいとかいうのもあるでしょうし、また歴史の問題なんかに入ってくると、いろいろな人がおりますので、これの教科書選べとか、これはだめだとかいうことが多分あるんでしょう。

とはいっても、ちょっと何かブラックボックスになり過ぎている感がありまして、ちょっと疑問に思うんですけれども、この7月の最後の16が決まった段階で、この協議会から何がしかの報告、一般の方々に報告というようなものはあるのかなのか、わかったら教えてください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 公表ということでお答えする前に、時間は3回の協議会というのは少ないように思いますけれども、先ほど申し上げました各教科の3名ごとの調査員という専門家がいますので、その方々が相当の回数をかけて教科書を克明に調べた結果を全部一覧表にまとめておりますので、それを私たちは参考にしながら協議を深めていくと、採択に向かっておりますので、時間的には相当かかっているなというふうに思っております。

それから、ここで共同採択、決まったものは、一旦各町村の教育委員会におろします。教育委員会で決定されれば、それが採択となるわけです。ですから、その採択されたことにつきましては、もちろんこれは県のほうでも全部公開しております。過去のものも含めて、公開しておりますので、長南町としても公開というか、ホームページ上で公表していきたいというふうに思っております。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 3回と言っても非常に中は濃いよという話で、了解をいたしました。

最終的には町の教育委員会におりてきて、町の教育委員さんが教育長も含めて採択するんですが、基本的に協議会で採択したものを、それを覆して本町はこれにするということは多分ないんだろうと思います。

世間を騒がせておる歴史の問題、いろいろありますけれども、ほかの数学、算数、理科とか、そんなにこれは変えなくてもいいと思うし、どこを使ってもそんなに変わらないのかなという感じはするんですけれども、

公民、歴史の教科書についてはいろいろ、先ほどから言っているとおり、内容が結構違うだろうと。最低その辺ぐらいは各教育委員会にも全教科書が回ってくるのかどうか、くるのがしかるべきだと思いますけれども、教育委員さんは中身をちらっとでも勉強されておるのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 教育委員さん方もどれだけ学習しているかということについてであります。これは長生全体の委員さん方にももちろん同じことが言えるわけですが、教科書の検定本につきまして、採択される全ての教科書の公表はしております。長南町にも各会社、全ての会社から来ておりますので、それを参考にしながら、見ながら、やっぱり最終的に協議をしていくということになります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。

先ほども言っているとおり、社会科以外の本はそんなにどこでもいいような気が、変なこと言っちゃうんで、しちゃうんですけれども、最低社会科の本ぐらいは教育委員さんも全て見比べて、どこの教科書が本当に、先ほど言っているとおり、立派な日本人をつくるのにいい教科書なのかなということを考えていただいて、それをまた協議会のほうに反映をさせていただきたいというお願いでございます。

いろいろ前回も聞きますと、この共同採択地区においては、社会関係は東京書籍が大体ずっと使われてきておって、このシェアも半分、日本でも相当なシェアを持っておりますから、これからなかなか変えるということとはよほどの理由がないとないんでしょうけれども、一部に聞きますと、協議会は本を変えたいと考えるけれども、学校の現場の先生方が、いや、それはちょっと、今まで使っていた教科書のほうがやりやすいとかいうこともちょっと聞いたことがあるのですが、その辺、現場の先生の意見も聞くんでしょうけれども、余り現場の先生の意見が強過ぎちゃって、なかなか本が変わらないと。変えなくてもいいというようなこともありますけれども、その辺、現場と調査会との関係というのはどうですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） ご質問のことにつきましては、委員さんの中に教職員代表も何名か入っておりますので、その方々が現場の声を聞いて、そこの協議会で発言をしていくという形になるかと思えます。それぞれみんな代表が出ていますので、PTAはPTA、保護者は保護者の代表が出ていますので、それを保護者の意見を聞きながら、ここに反映していくという形になるかと思えます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ありがとうございます。

この問題は、どうこう言ってそう変わるものでもないし、一応現状の状況を確認しまして、また次の採択のときにまた出てきますので、十分また考えていただいて、なるべく国の内容に沿った教科書で、そういうところがいっぱい載っている教科書を採択していただきたいというふうにご尽力いただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

以前からお願いしている、先ほども森川議員さんのほうから町のホームページの情報提供ということで話がありまして、また前向きに検討していただければ、結構な金もかかりますけれども。

そこで関係するものが、教育委員会の情報開示ということでございます。現在、教育委員会のホームページはあるといえばあるということで、中身を見させていただいていますけれども、先ほど教育長も話してくれましたこのホームページの中に、今回の採択の本当は状況とか、こういう意見があるんだと、各教科16もございいますから、なかなか大変なんです、その辺少し、一般の町民がわかるような情報を開示してもらいたいというのがございますが、また次の質問でお聞きしますがけれども、今後予定される教育総会議、これは町長が主宰をするわけでありまして。とはいっても、発信は教育委員会のほうで多分いいんだろうと思いますから、その辺、その都度情報を発信できるページを構築していただいて、今回の60万の中に教育委員会のあれが入っているのかどうかちょっとわかりませんが、教育委員会ももうちょっと知恵と金を使ってもいいと思いますので、情報公開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 情報公開ということでありまして、先ほどの教科書も含めまして、それから今までも教育委員会、これは十分ではありませんけれども、公表に踏み切って開示したところでありまして、総合教育会議につきましても、やはりこれは公開が原則になっておりますので、長南町もその方向で進めていきたいというふうに考えております。

内容面につきましては、なかなか得意な人もいないということで苦勞しておりますけれども、できるだけ町民の方々にもわかりやすい方向で公表していきたいというふうに考えています。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 一つ確認でございます。今、教育長が、教育委員会会議が公表されているということで、僕のページの見方が悪いのかよくわかりませんが、確かに今見ますと、教育委員さんの、教育長もはじめ、委員さんの写真がどんと載っておって、その下に教育委員会会議ということであるんですけども、毎月やっている会議だと思えますけれども、その都度載せていただいておりますけれども、何を会議するかという議案みたいのは載っているんですけども、見ますと、括弧して今度は結果と書いてあるだけけれども、結果がどうも本当に公表されているのかなど。会議する内容の項目は載っている、今見ましたけれども、その結果がどうなったんだというのが、どうも僕の見方が悪いのかどうか、載っていないような気もするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまのご質問に対してでございますが、ご指摘のとおり、町のホームページのトップページのほうには、教育委員会という文言がございません。こういったリンクの仕方なんです、ありがたかわかりにくいというふうなご指摘も実際ございます。ただいまご指摘のように、確かに项目的な部分は入れておりますが、現段階でありますと、ホームページ上に公開して構わないコンテンツとそうでないものというものがどうしても個人情報関係でございますので、今後につきましては、しっかりとその辺を

精査いたしまして、先ほどございましたが、10月には長南町のホームページがリニューアルということでございますので、そのときにより多くの閲覧がいただけますように、積極的かつ広く情報発信をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 今、課長おっしゃったとおり、町のホームページから教育委員会のホームページに入るアイコンといいますか、あれがないということで、これは考えていただいて、すぐ教育委員会に入れるということはお願いをしていきたいと思っておりますけれども、結果の報告について、いろいろどうしても学校教育関係は個人情報等がいっぱいあるのは当然承知しておりますところでございます。

とはいっても、そういうところはうまく隠したり何かうまくできないのかなと思って、要は会議で何を結局、結果決まったのなというのがちょっと見えない感じがあるので、課長おっしゃってくれたとおり、もうちょっと中を精査していただいて、もっとお金使っていいと思います。

もうちょっと教育委員会の内容がわかるようにして、教育委員会もいろいろ事業ございますから、町、学校、全体にかかわる事業、各学校のは学校でやればいいでしょうけれども、そんなに全学校がホームページを持っているわけじゃありませんけれども、教育委員会が予算を持ってやっているところについては、その内容、結果をわかるように開示していただければうれしいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の質問でございますが、先ほどもちょっと話をしました、教育総合会議が新たにこの間条例も通しまして、この秋ぐらいに変わりますか。要は、町長が主宰をして教育委員会と教育に関係する会議を開けるということがもうすぐ始まるということでありまして。とはいっても、教育長が本の採択に口を出せるわけでもなく、教員の人事に口を出せるわけでもないようですから、本当に教育の中の状況について、従来よりも一歩踏み込んで行政の人も教育に参加するということだと思います。

そこで、町長にお聞きするわけですが、町長が参画する町の教育委員会会議に臨む姿勢を、ちょっと時期が早いですが、お聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 加藤議員の新教育委員会制度についてのご質問ですが、まず、新教育委員会制度のもとで本町の教育行政における町長の責任というものが、より明確になっております。

具体的には、第一に教育委員長と教育長を一本化した新教育長の任免は町長が直接行うこととなり、任命権者は町長である点がはっきりしたということです。第2に、教育行政の代行を町長が教育委員会と協議して定めることとなります。第3に、町長と教育委員会が協議、調整を行う場として、町長が主宰する総合教育会議、先ほどおっしゃいましたけれども、それを設置することがその柱となっております。

このことによりまして、いじめ事件などが生じた場合には、町長の判断により緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について迅速に協議、調整を行うこととなります。

そういった中で、ご質問の教育総合会議で教育行政に参加する町長の臨む姿勢はというようなご質問ですが、私としては、教育は地域住民の強い関心事でありますので、未来を担う子供たちのために、町民の意

思を的確に反映しつつ、教育行政の充実発展のために尽力してまいり所存でございます。具体的には、幼児教育と保育間の調整と一体的な推進、小・中学校一貫型教育の推進、さらには教育行政と福祉、雇用、地域振興など、他の分野の行政との連携がより一体的に、より円滑に、より充実した形で実現できるよう推進してまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 町長、これで年何回ぐらい定例会とか、臨時でまたいろいろ出てくるのかもしれませんが、その辺の町長の思いは、四半期に1回ぐらいが定例会で、あとはその学校の状況に応じて臨時が出てくるんだろうと感じも感じられますけれども、その辺どうですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） まずは、この教育総合会議を1回開催させていただいて、その雰囲気を見た中で、今後の教育行政の運営に支障のないように会議は開催していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 時期尚早なことでお聞きしました。誠に申しわけございませんでしたけれども、せっかく町長が教育に口を出せるということが決まりましたので、十分教育に参画をしていただいて、立派な日本人をつくってほしいと思います。

日本を取り巻く近隣諸国との関係は、特に韓国、中国の問題ですけれども、非常に厳しい状況であります。国の指示で、先ほど言いましたが、竹島問題、尖閣問題をちゃんと教育しろということがあるわけでありまして、若干反発を買ったりしておるわけでございますけれども、お隣の国は、あらゆる教科、歴史、国語、道徳、音楽、絵画、部活動等と、あらゆる教科を使って反日といいますか、そういう教育をしておるのが現状であります。また、社会に出てからもいろいろところで反日の教育を社会人にしておる状況であります。

挙げれば切りがありませんけれども、日本の若者は、このような外国人と将来、顔を接して意見を闘わせていかなければならないわけでありまして、前回も言いましたけれども、それにはまずいろいろな問題がありますけれども、近現代の歴史を正確に史実に基づいて教えると。本当はどういうふうな教え方をしているかわかりませんが、近現代から始めて歴史をさかのぼっていくというぐらいのことをしたほうがいいんでしょうけれども、古いほうからやってくかどうかわかりませんが、古いほうからやってくともう時間がないうと。受験だとか、いろいろな問題で、ある面では教育が少しおろそかになる点もあるだろうし、今の先生、若い先生はわかりませんが、その前の先生方も余り近現代史を正確に、詳しく教えたがらないというようなことも聞いたりしております。

そういうことに躊躇せずに、立派な日本人をつくるためには、ここをちゃんと教えておきませんか、学校を出てから、いや、中学校じゃ何も教わらなかったよということがあっても、これは非常に困るわけでありまして、教育委員会、教育委員の皆さんも、この辺十分お考えをいただいて、正しい歴史認識を持った立派な日本人を育てていただきたいと思ひまして、今回このような質問をさせていただきました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、9番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） 11番議席の丸島なかでございます。

6月定例議会におきまして一般質問をさせていただき、関係各位に感謝申し上げます。傍聴の皆様、早朝より本当にありがとうございます。

また、4月に行われました町議選におきましては、皆様の真心からのご支援、ご協力により4度目の当選をさせていただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。今後4年間、皆様の声を行政にお届けして、安心・安全の町づくりに頑張っていく決意でございますので、皆様のご支援、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

前置きが長くなりましたが、これより通告に従い、質問に入らせていただきます。どうか明快なる、また誠意ある答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、1点目の熱中症対策についてお伺いいたします。

昔は、夏は暑く、冬寒いのが当たり前でしたが、近年は地球温暖化によるものでしょうか、都市化が進み、非常に暑い日が続き、多くの方が熱中症にかかり、多数の方が亡くなるなど、今や災害と捉えるべきであるとも言われております。

実際、フランスでは、2003年に熱波により1万5,000人が亡くなったと言われ、2010年、日本国内でも5万人以上が救急搬送され、160人以上が直後に亡くなったと報道されておりました。今年も5月に夏日、また真夏日を観測したこともございました。このような中、冷房装置がありながら、スイッチを入れることなく亡くなっている方が見つかったり、また扇風機のスイッチさえ入れないまま熱中症で亡くなったりというような方も報道されており、十分な熱中症に対する啓発といったことも必要と思いますが、町としてはどのような対策を行っているか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 丸島議員の熱中症に対する町の対策についてのご質問ですが、熱中症の予防法につきましては、マスコミ等を通して浸透してきているというふうに思っております。今年も暑い夏が予想されますので、啓発ポスターの掲示、チラシや啓発物資の配布を通しての周知活動、また住民が集まる機会等を利用しての注意喚起に努めているところでございます。

なお、5月の住民健診では、給水器を用意いたしまして、小まめな水分補給の必要性を促したところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 町内では、夏の期間、熱中症により搬送された方、また熱中症が死亡原因と思われる方の人数とかは把握をしておりますでしょうか。過去二、三年でもわかるようでしたら、お知らせをしていただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 長南町で、熱中症で搬送された方々の人数をというご質問にお答えさせていただきます。

これは熱中症の疑いを含むということで、ちょっと熱中症という断定はできない人数ですので、その辺お含みおきいただきたいと思います。24年で5名、25年度で10名、昨年26年では2名というようなことになっております。くどいようですが、熱中症の疑いを含むということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、クールシェアというところを、よその地域ではやっているところもありますけれども、我が町ではクールシェアを行うお考えはございますでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 長南町でクールシェアを行う予定はあるかというご質問にお答えさせていただきます。

都市部ではひとり暮らしの高齢者等が日中、個々の住まいで冷房を入れると効率も悪く、またヒートアイランドの現象の原因にもなるということで、近くの公民館等の公共施設を利用してもらい、ここで涼んでもらうことで、熱中症対策、省エネ、あとヒートアイランド現象の軽減を目指すものとなっております。これを町に当てはめていきますと、町の公共施設はこの役場周辺に集中しておりますので、ここに炎天下に集まってもらうほうが高齢者にとってはかえってリスクが大きく、地域性を考慮しますと、長南町においてはクールシェアは不向きであると考えます。

区とか地域の集会場の中には、冷房のある集会場も幾つかあるというふうに聞いておりますので、地区の皆さんでここを日中開放するなどで、クールシェアに近い対策をとっていただければ、ありがたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

例えば、病院にきた後、買い物も済んだし、お薬の調剤ももらったという、その後に、例えばバスの時間がまだたくさんあるんだという場合に、公民館等を開放していただいて涼んでもらうとかという、そういう方法も一つの方法かなとも思いますけれども、利用者がどれぐらいいるかはわかりませんが、そういう方法もあるのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

生涯学習課長、石野 弘君。

○生涯学習課長（石野 弘君） 丸島議員さんについて、公民館をクールシェアというのにかかかということですが、常時日中あいておりますので、クールシェアと限らず、ご利用いただくようであれば、ご自由にお使いできますので、改めてクールシェアというのは考えておりませんので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 大変ありがとうございます。

それを聞いただけでも皆さん喜ぶと思ひますので。それでは、小・中学校はどのような対策を行っているか、また2年後の統合になった場合は、冷房装置は設置するのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、ご質問の熱中症対策、小・中学校はどんな対策をとっているかということですが、各小・中学校の熱中症対策につきましては、児童・生徒にお茶、あるいは麦茶、スポーツドリンク、この範囲ですけれども、ジュースとかはちょっとだめなんです、この範囲で入れた水筒を持たせませす。それを小まめに補給することで対処したり、また部活動においても、体育においても、日陰などで適度な休憩をとらせる、休憩をこれもやっぱり小まめにとるといふような方法で、安全面や健康面、本当に小さい子供でありますので、十分配慮しながら進めているところです。

今度の対策といひますか、統合小学校の建設にあわせて、議員さんおっしゃるように空調設備、これは学習環境を確保するために大事なことだといふふうにお思ひますので、2年後の統合に向けては、小学校から整備をしていきたいと、そういうふうにお思ひます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、次のミストシャワーの件なんですけれども、私は平成24年9月の定例会においてミストシャワーのことで質問をさせていただきました。そのときは各学校と必要性や効果などを検討しますといふことの答弁だったわけなんですけれども、その後どのような検討がされたのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、浅生博之君。

○学校教育課主幹（浅生博之君） 先ほどの答弁にもございましたが、水分を小まめにとり、また屋外では帽子の着用や涼しい場所での適度な休憩など、安全面と健康面に学校では十分配慮していること、また、このような理由から、学校からも現状、必要性は低いとの判断もございましたので、ミストシャワーの設置は今のところ考えておりませすので、ご理解を賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 特に校舎の上のほうに上がれば上がるほど、2階、3階ですね、もうこれは暑いわけです。さらに午後の体育の時間、また昼休みなど、子供たちが元気に運動した後の教室はさらに熱気に満ちているということで、扇風機以外の暑さ対策として、ミストシャワーの設置が挙げられると考えられます。

ミストシャワーについて、近年、ショッピングモールや商業施設で見かけることが多くなったドライミストが家庭で手軽に楽しめるキットとなったのがミストシャワーであるわけですが、本体は安価で入手でき、設置は水道の蛇口かホースに接続できる屋外であれば、どこでも使用できますということで、電源は必要なく、電気代はかかりませんということで、水道代も安価で抑えられると聞いております。エアコンの使用を控え、電気代を節約しつつ、環境にも優しいエコ商品の一つということで、9月に入っても運動会の練習などを行う学校もあります。このミストシャワーを町内の小・中学校に設置することで、児童・生徒の暑さ、熱中症対策につながり、何より児童・生徒が喜んでくれるものと考えます。

毎日子供たちと一緒に学校の近くまで送迎をしている方によりますと、子供たちは物すごく荷物がいっぱい、重いものを持っていくので、ぜひやってあげてくださいと、こういう意見もありました。また、水筒を持っていても早目に飲み終えてしまうとお話も聞いております。3小学校と中学校は、春の運動会なわけですが、西小学校は9月に運動会が行われております。この西小学校だけでもいかがでしょうか。再度お伺いをさせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、浅生博之君。

○学校教育課主幹（浅生博之君） 運動会につきましても、テントを設置して、暑さ対策を行っておりますので、これを含めまして、学校からも必要性は低いということで回答いただいておりますので、現在のところ設置は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わかりました。

それでは、次の大きい2点目として、町の図書室についてお伺いをいたします。

活字離れ、本離れが叫ばれている昨今ですが、やはり読書は豊かな感性や想像力を養い、感動を与える貴重な手段であると思います。そこで、町の図書室の利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、議員さんご質問の町の図書室の利用状況ということについてお答えをしたいと思います。

町の中央公民館の図書室の利用状況につきましては、平成26年度の図書室の利用者数は508人、図書の貸し出しを行った人数は360人で、貸し出した図書の冊数は1,739冊ということになっています。

なお、利用される方は、主に年配の方、あるいは主婦の方、あるいは就学前の小さなお子さんを連れてのお母さんと一緒に来ての来館ということで、図書室を利用されている方が多いということでもあります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なかさん。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

町では毎月本を購入しているようですが、広報ちょうなんにも今月はこういうものを買ったというようなものが表示されておりますけれども、いろいろアンケート等あるかと思っておりますけれども、基本的なことをちょっと質問させていただきますが、全体のおよその蔵書数、これは何冊くらいあるのか。また何を基本に、どなたが決定して購入しているのか。また毎月幾らの予算で、また何冊くらい購入しているのか、以上この4点、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、石野 弘君。

○生涯学習課長（石野 弘君） では、再質問が4点ほどございますので、お答えしたいと存じます。

1点目の、町の図書室の蔵書数は何冊かということですが、現在は蔵書数は7,905冊でございます。

2点目の何を基本に誰が決定して本を購入しているかということですが、こちらにつきましては、インターネットや書店による週間人気書籍ランキングなどを参考にいたしまして、担当者が起案しまして、館長が決定しております。

3点目でございますが、毎月幾らぐらの予算で購入しているのかということですが、月にいたしますと約2万円でございます。

4点目の何冊購入しているかということですが、月にすると約14冊程度、購入しております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

今現在の町の図書室なんですけれども、隅のほうで入りづらい、また2階の奥なので使い勝手が悪い、また子供連れの利用者の対応できるスペースを確保してほしい、また図書館をつくってほしいなどなど、たくさんの意見、要望がございます。しかし今現在、小学校の統合問題また跡地利用の問題などあると思いますので、せめて今の図書室をもう少し使い勝手のよい、明るい雰囲気図書室になるよう改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、石野 弘君。

○生涯学習課長（石野 弘君） 丸島議員さんのご質問ですが、もう少し使い勝手のよい、また明るい雰囲気図書室に改善してほしいという質問でございますけれども、こちらにつきましては、図書室は本を選んだり読書する場所だけではなくて、自習や勉強する場所でもありますので、現在各自主サークルなどが余り利用しない2階の静かな場所を図書室として使用しているのが現状でございます。いずれにいたしましても、ハード面は難しいと思いますので、ソフト面については庁内で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） いろいろな要望とかご意見とかがあるわけですが、明るい、きれい、また暖かいと、そういう場所に人は集まります。また環境づくりも大事だと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次の質問に移らせていただきますけれども、次に読書通帳の導入についてお伺いをいたします。

読書意欲を高める取り組みをということで、近年活字離れが指摘される中、読書に親しんでもらう取り組みの一つとして読書通帳を導入する動きが各地で始まっております。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子供を中心に町民の読書への意欲を高める効果が期待をされております。

一昨年、平成25年9月に北陸で初めて読書通帳システムを導入しました富山県立山町では、自動貸し出し機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、また著書名、貸出日が記帳される仕組みとなっており、通帳は町内の小・中学生には無料で贈呈をし、その他の利用者には1冊100円で販売しているそうであります。平成26年1月末現在の登録者数は600名を超え、そのほとんどが町内の小学生となっており、子供たちから好評な取り組みとして利用されているそうであります。立山町の取り組みの特長として、行政と学校が一体となって進めたとのこと。

町内の小・中学校の教員に読書通帳の取り組みを理解してもらい、読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層生徒の読書意欲をかき立てることになり、より高い効果が期待できます。また、立山町の場合、取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳製作費を負担してもらったり、地元団体からの寄附を活用し、読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも大きな特徴だということ。

現在、各自治体において図書館利用の推進を図るため、読書通帳の導入は財政負担を抑えた効果的な取り組みの一つとして推進できるものと考えられます。長南町におきましても、導入に向けた検討、推進をお願いいたしますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、議員さんご質問の読書通帳の導入についてということでお答えをしたいと思います。

この読書ということに関しましては、もちろん小・中学校も力を入れて取り組んでいるところでありますが、現在、町中央公民館の図書室におきましては、平成19年1月から図書管理システムを運用して貸し出し等を行っているところです。新規に貸し出しを受ける町内在住者、在勤者等の方は、図書利用カード申込書に申請日、住所、氏名等を記入していただきまして、申し込んでいただければ、バーコード式の図書利用カードというのを無償で差し上げております。そしてパソコンによる図書の貸し出しなどの管理を行っているところです。

このようなことから、図書管理システムにより利用者自身の読書履歴を検索して印刷することができますので、図書管理システムを活用して、希望される方には読書履歴を印刷してあげることにより、読書通帳にかわるものとして利用できるものではないかなというふうに思っておりますが、今議員さんおっしゃるように、読書通帳というのも非常に読書の意欲づけ、あるいは習慣化、これを図る一つの方法だと、よい方法だと思いま

すので、今後早いうちに検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 各小・中学校の現状はいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまございましたように、学校における取り組み状況でございますが、各小学校におきましては、学級ごとに読書記録をとるなどの工夫をしている学校、また読書がんばりカードをつくり、全校統一での取り組みをしている学校、読んだ本の冊数をシールによりグラフ化をしている学校、また現在図書貸し出しに関しましては、4小学校ともパソコンによるシステムを活用しておりますので、そのシステム上で読書記録を管理している学校等、それぞれの学校の工夫によって進めております。

中学校に関しましては、前者同様に、パソコンによるシステムを活用しまして、記録を管理しておりますのでございます。

この読書通帳の導入に関しましては、各学校が形こそ違えさまざまな努力をしまして、工夫をしまして、児童・生徒の読書活動の推進、記録の積み重ねによりまして意欲化を図ってきております。この読書通帳の導入につきましても、一つの方法であるというふうに考えますので、検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

ちょっとここで、読書通帳はまた後で聞くんですけども、司書のことでお伺いをさせていただきます。

平成15年3月31日までに12学級以上を有する学校は司書教諭を配置することが学校図書館法によって定められております。司書教諭については、平成19年9月議会での質問に対し、全小・中学校に配置されているとの答弁でございました。現在の配置状況はいかがでしょうか。また現在、町内では12学級以上有する学校はないわけですけども、もしも学校配置がなされていないのであれば、町に1人でよいですので、配置をしていただいて、各小・中学校を回っていただけるとありがたいというような声もございますので、ご見解をお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） 学校におけます司書教諭の配置状況についてでございますが、町内小・中学校5校ございますが、そのうち4校に司書教諭が配置をされております。司書教諭の配置根拠であります、先ほど出ておりましたが、学校図書館法、こちらの5条のほうには、やはり12学級以上の学校には必ず置かなければならないというような条文がございますが、ご指摘のとおり、既に各学校とも12学級に満たない規模となっております。今後、統合も控えておりますので、専門的な知識、経験を有する学校図書館担当職員を確保できますよう、関係機関に対しまして働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） よろしく願いいたします。

読書通帳の効果は大変大きく、文部科学省が事業委託するICT、情報通信技術を活用した読書通帳による「読書大好き日本一」推進事業というものがあるそうなんですけれども、その実績報告書に、調査対象の中学校で導入したところ、学校図書館への来館者が約3倍にふえたという記載があるそうです。このため、小・中学生に無償で通帳を配付している自治体もあり、夏休みになれば、図書館に配置された機器の前に列をつくる子供たちの姿が見られるそうです。

町内の各小学校もいろいろ先ほどから説明があったとおり、工夫されているようで、がんばりカードの作成をしたり、またクラスごとに読書記録をとるなど工夫をされていて、また町のほうでも図書利用カードを配布してくださっていたりと、関係者の皆様に敬意を表するところでございますが、私も町内の小学校を訪問して校長先生に読書についてお伺いをいたしました。ある先生は、読書は学力の根底にあり、力をつくし、心が育つ。たくさん量の本を読みなさいというふうに話をしていると。また学年ごとに、学年に応じた冊数を決めて、目標を達成した児童にはミニ賞状を渡すそうであります。この話を私は聞いて感動いたしました。読書通帳の発行には大きな経費がかかるわけでもないし、目に見える形で楽しみを形に残すことができるわけです。機械の購入が無理であれば、自筆でもよいし、読書意欲を高める取り組みをお願いしたいと思います。

町内の大人も子供たちも、多くの人が読書に親しみ、本に興味を持つような読書活動の推進に一層努めていただきたいことをお願いして、質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日17日は、議案調査等のために休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

明日17日は、議案調査等のため休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 18日は午後2時半から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時16分）